

令和2年 第1回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和2年1月21日 午後6時30分			
開会日時	令和2年1月21日 午後6時30分			
閉会日時	令和2年1月21日 午後7時54分			
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴 出 社会教育課長 岩崎明央 出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀 出 主幹兼大井図書館長 橋本鶴人 出
	3	丸山 昇	出	教育総務課長 上原久和 出 主幹兼大井中央公民館長 内田徳子 出
	4	茂井万里絵	出	学校教育課長 星野和久 出 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎直成 出
			学校給食課長 川島美紀 出 主幹兼おぼろ学校給食センター所長 岡田 彰 出	
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	0人
<b>会 議 概 要</b>				
議 事 等				
第1号議案	ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて（可決）			
第2号議案	ふじみ野市立小・中学校事務の共同実施要綱を制定することについて（可決）			
第3号議案	ふじみ野市教職員人事の内申について（可決）			
報告事項	ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて（承認）			
報告事項	ふじみ野市教育振興基本計画（案）について（承認）			
報告事項	学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について（承認）			
(18時30分)	<b>○開会の宣告</b>			
教育長	ただ今から、令和2年第1回定例教育委員会会議を開催いたします。			
	<b>○会議録の承認</b>			
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。			
	事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。			
各委員	(確認事項なし)			

教育長  
各委員  
教育長

特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様の御署名をお願いいたします。

### ○教育長からの報告

教育長

私から前回の教育委員会から今日までの間で、御報告すべき内容としては、まず、学校におきましては、1月8日から新学期が無事にスタートしました。特段大きな事故もなく、冬休み中も元気に過ごして多くの子どもたちが元気に登校を始めました。2学期末には、インフルエンザが非常に流行ったわけですけれども、冬休み中に終息しまして現在のところ学級閉鎖等もなく、今日まで推移しております。学校については順調にスタートした訳ですが、国の方で大きな政策の発表がありました。1つは、安倍首相が昨年11月末に打ち出した、コンピューターを子ども1人に1台とするという話に向けて、今月に入って16・17日に国で説明会が持たれました。具体的にまずはコンピューターの環境整備のために、各学校ともLANが入っていますが、1人1台となるとLANケーブルが追いつかないということで、1人1台のための環境整備の費用を令和元年の補正予算で国は計上し、1校3千万円を限度にすべての学校に環境整備費を付けていくというようなお話でした。本市におきましては、19校ありますので5億7千万円の補正を今年度中に計上することとなります。議案につきましては、2月の定例教育委員会会議以降となろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、1人1台につきましては、このような理解をしています。国としては、この話が出る前に3人に1台のコンピュータの整備を各市町村に義務付けています。現在、本市では3人に1台に向けて取り組んでいるところですが、現状7人に1台というところですが、それを3人に1台まではふじみ野市独自の取組として行い、残り3人のうちの2台については、国の補助対象ということになります。国は1台当たり4万5千円を考えてということですが、4万5千円で果たしてどこまでのスペックのコンピュータが導入されるのか。国全体で導入するので、価格の低下を招くことを含め

	<p>て考えているものと思います。これらの具体的なものについては、また後ほど御報告させていただきます。要は、そういうものが入るということと同時に、入ったものをどのように子どもたちのために活用していくのか、教育委員会としてしっかりとした案をつくっていかないと、単に宝の持ち腐れとなってしまいますので、その部分においてしっかりと準備を進めていきたいと思います。</p> <p>これまでのところで、確認しておきたい事項等がございますでしょうか。</p>
丸山委員	<p>教育長の話の特に後半の部分で、基本的にはLANは整備され、どういう形であれ1人1台コンピュータが子どもたちに行き渡るということでよろしいですね。</p>
教育長	<p>市としましては、その方向で取り組んでまいりたいと考えています。ほかにございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
	<p><b>○本日の議事</b></p>
教育長	<p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案3件、報告事項3件です。</p>
	<p><b>○提案理由の説明</b></p>
教育部長	<p>それでは、教育部長から議案3件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(提案理由を説明)</p>
	<p><b>○審議の方法について</b></p>
教育長	<p>ここでお諮りします。本日の議案のうち、第3号議案のふじみ野市教職員人事の内申については、審議の順序を変更し、報告事項の後に非公開として御審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p>

教育長

### ○第1号議案

始めに、第1号議案「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。

本議案の説明を大井中央公民館長よりお願いします。

大井中央公民館長

第1号議案、ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて、御説明いたします。

本件につきましては、昨年9月開催の令和元年第9回定例ふじみ野市教育委員会会議にて、改正概要の御報告をいたしましたものにつきまして、昨年12月の令和元年第4回ふじみ野市議会定例会において、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例が議決されましたことを受け、改正を行いたく、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、本案を提出するものです。資料を5枚めくっていただき、「ふじみ野市立公民館条例施行規則新旧対照表」を御覧ください。

主な改正点としまして、現行第5条の「公民館の対象区域」を削除し、地域活動の促進を支援する公民館事業の展開はこれまでどおり行うとともに、学習ニーズの多様化や、地域住民の生活圏の広域化等に対応する公民館事業を推進し、対象地域にこだわらない、市民の生活圏域に合った公民館事業の充実を図るものです。

現行第10条の「利用許可の申請」では大井中央公民館分館の利用許可申請に係る規定を設け、これまで運用基準で取り決めておりましたものを規則で定めることといたしました。

現行第19条の「使用料の免除」及び第20条の「使用料の減額」については、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例の議決に伴い規定の必要がなくなりましたため、削除といたしました。

現行第25条の「公民館分館長等」については、令和2年度より分館長が有償ボランティアの取り扱いとなるため、削除いたしました。

また、別表の改定につきましては、別表第1の利用可能施設として、これまで運用基準で取り決めておりました大井中央公民館分館を規則に規定いたしました。また、別表第2の備品等の使用料につきましては、現行の公民館利用において利用に供さない備品や減価償却期間を超え不具合のある備品の見直し、また同等の設備を保有している各公民館の料金の一

	<p>律化等、改正を図りました。具体的には、大井中央公民館の<sup>もくしぎ</sup>木支木については現在該当する現物がないため削除、また大井中央公民館のスクリーン、視聴覚室の音響装置、アップライトピアノ、ワイヤレスアンプ、上福岡公民館のアップライトピアノ、上福岡西公民館の視聴覚室放送音響装置、アップライトピアノ、七宝用電気炉は現状不具合が認められるため削除するとともに、大井中央公民館の陶芸用電気炉使用料を上福岡西公民館に合わせ、1回につき3,500円とすることで、低い料金設定に改訂いたしました。</p> <p>なお、備品使用料につきましては、減価償却も含めた使用の対価として使用料設定を行っていることから、施設使用料に適用の障がい者は半額、また市外利用者は2倍等の適用は行わないため、備考での明記はしていません。主な改正点は以上です。</p> <p>教育長                      この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>あまりにも大きいというか、つかみ切れないのですが、例えば第5条から第8条まで、特に第5条はもうなくなるということによろしいのですか。</p>
大井中央公民館長	<p>対象区域については、合併以来、大井中央公民館が旧大井地区を上福岡公民館と上福岡西公民館が旧上福岡地区と地域を3分割にして、小学校区ごとに事業の地域として限定して行ってまいりました。中にはこの地域を超えて行う事業もありましたが、来年度、上福岡公民館が大規模改修となることから、今一度この地域を見直したときに、例えば亀久保小や鶴ヶ丘小の学区のお子さんが、大井中央公民館よりも上福岡西公民館の方が近くて利用しやすい、事業に参加しやすいといったようなことが、今までもあり、今後も往々にして起こるといような観点から、地域でポイントを当てて行う事業はもとより、地域を超えて、例えばチラシを配ってこなかったですとか、そうしたところを今一度見直して、事業を幅広くより多くの市民の方々に参加していただけるように展開したいという観点から、第5条を削除するものです。</p>
教育長	<p>今の第5条の背景が、社会教育法の公民館の設置に関して、地区ごとに置くものとする、地区を確定するというようなことが、社会教育法の中に</p>

規定されています。それは、社会教育法ができた当時いわゆる公民館が地域の活動拠点として設置をされていた訳ですけれども、そのときには、どこの公民館も輪切りのような状態で、同じものを地区ごとに設置しなければならないという発想がありました。ところが、今、ふじみ野市のような14K㎡しかないところで、公民館がそれぞれ同じようなもの3つではなく、ある意味では3つの特色のある公民館を住民の方々が、選択できるような特色付けも考えておりますので、例えば大井中央公民館は大きなホールを持つ、上福岡公民館では音楽に特化したホールを持つというようなところで、それぞれの特色を持っていかせようとするを含めて、地区割りを廃止するものです。大井中央公民館長の説明に加えて、そのような背景もございます。

ほかに御質問はございますか。

丸山委員

地教行法の第23条の改正に伴い、1番目にスポーツに関すること、2番目に文化に関すること、3番目に文化財の保護に関すること、については、条例を定めることにより、市長部局に移すことができることとなりました。改正前は、文化財の保護に関することは除かれていました。その辺りのところを、再度、文部科学省に行って説明を受けてまいりました。

中身はどうかと話しましたら、社会教育に関することでは、公民館・図書館・博物館等の設置及び管理については条例を定めることにより、市長部局に移すことができ、文化財の保護においても同様との説明を受けてきましたけれども、それぞれの市町の考え方もあるでしょうということで、その流れの一環の1つということではないのですか。

教育長

それはないです。

ほかに御質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

ほかに御質問がないようですので、お諮りします。

第1号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(全員賛成)

教育長

賛成総員と認め、第1号議案は、原案のとおり決定いたします。

## ○第2号議案

教育長	<p>続いて、第2号議案「ふじみ野市立小・中学校事務の共同実施要綱を制定することについて」を議題といたします。</p>
	<p>本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>今年度6月定例教育委員会会議で御説明したとおり、令和2年度より事務の共同実施を実施できるよう、事務の共同実施に係る検討委員会を今年度3回実施し、具体的な実務内容等を検討してまいりました。来年度の実施案については参考資料1となります。令和2年度の年間計画案については参考資料2となります。</p> <p>主な実施内容としては、月に1回、市内全19校の事務職員が集まる定例会議を行い、旅費に係る書類の確認や地域協働学校に係る研修等を実施する予定です。また、事務職員の資質向上を目的とした学校訪問を9月から3月の期間に実施し、各種手当の認定書類等を確認しながら事例研修を行います。参考資料3に学校訪問を行うグループを示させていただきます。</p> <p>なお、令和2年度の実施内容、計画については校長会代表、教頭会代表、事務職員代表、市教委で組織する「共同実施推進協議会」にて確認をし、正式に決定する予定です。</p> <p>令和2年度は導入初年度となることから、見直しを図ることが多くなる可能性があるため、今回提出させていただいた実施要綱については、業務内容等について細かく明記しておりません。今後実施しながら、内容等について詳しく検討してまいります。</p> <p>なお、今回提出した実施要綱については、事前に送付させていただいた参考資料4と、若干文書審査等で修正させていただいておりますが、内容については変更ありません。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>現職のときに新任の県費事務が配属され、共同実施ということで、大変お世話になりました。やはりいいですね、あると完璧、無ければ悲惨ですよね。ですから、是非、進めてほしいと思います。大きな目的の中で、働き方改革というものが大きいのかなと思いますので、可能でしたら</p>

<p>学校教育課長</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>ら、一番大きな目標の中に事務の方々の働き方改革と形で、盛り込んでいただければ嬉しいと思います。</p> <p>是非、その辺りのところも検討させていただきたいと思います。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ほかに御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>続いて、報告事項に移ります。</p> <p>「ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて」、大井図書館長より報告をお願いします。</p>
<p>大井図書館長</p>	<p>ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて御説明いたします。お配りしました資料を御覧ください。</p> <p>目的と内容についてですが、令和2年度からの一括した図書館の指定管理移行に伴い、サービス向上の一環として図書館の定期休館日を変更する予定です。これは指定管理者（FUJIMINO TRC GROUP）からの提案に基づいて協議を進めてまいりましたが、その結果ということになります。定期休館日はふじみ野市立図書館条例第5条に規定されていますので、令和2年ふじみ野市議会第1回定例会に提案する予定で施行は令和2年4月1日を予定しています。</p> <p>休館日についてですが、現行としましては、上福岡図書館が毎月第3月曜日、大井図書館が毎月第2・4・5月曜日、上福岡西公民館図書室が毎週月曜日となっております。改正案としましては、上福岡図書館は変更なし、大井図書館は毎月第2月曜日、上福岡西公民館図書室は変更なしとなります。こちらにつきましては、令和2年ふじみ野市議会第1回定例会に上程となりますが、2月10日が告示となることから、教育長の専決処理として2月18日の教育委員会会議で報告させていただきます。</p> <p>関連例規についてですが、条例の改正に伴い、ふじみ野市立図書館施行</p>



	<p>規則の改正が必要となります。こちらも指定管理者（FUJIMINO TRC GROUP）からの提案に基づいて協議を進めてまいりました結果によるところです。開館時間が、現行、上福岡図書館が午前9時から午後8時、大井図書館が午前9時30分から午後7時(平日)、午前9時30分から午後5時(土・日・祝)となっております。改正案としましては、上福岡図書館は変更なし、大井図書館は午前9時から午後8時(上福岡図書館と同じ)、その他としまして、ふじみ野市立図書館資料の複写事務取扱要綱に読み替え規定を設ける方向で調整しています。こちらにつきましては、3月の定例会に報告をさせていただき予定となっております、それぞれ施行は令和2年4月1日を予定しています。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>休館日ですが、上福岡図書館が毎月第3月曜日、大井図書館が毎月第2月曜日と月1回の休館日となっております。ところが上福岡西公民館図書室の休館日は毎週月曜日となっております、修正案についても変更なしとなっております。3館のうち2館は、月1回の休館日で、上福岡西公民館図書室は毎週休館となるのはなぜですか。</p>
大井図書館長	<p>上福岡西公民館図書室は、上福岡西公民館内に設置されておりますので、上福岡西公民館の休館日に合わせたものです。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。大変恐縮ですが、2月の教育委員会会議において、専決処理により報告事項として提出させていただきます。</p>
教育長	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、「ふじみ野市教育振興基本計画（案）について」、 教育総務課長より報告をお願いします。</p>

教育総務課長

報告事項、ふじみ野市教育振興基本計画（案）について御説明いたします。

前回の定例教育委員会会議において振興計画（案）の修正箇所を御説明いたしました。その後、1か所修正が生じました。

本日はまず修正箇所を報告いたします。

次に、パブリックコメントの途中経過を報告いたします。

次に、概要版の報告をいたします。

それらを報告した後に、委員の皆様から御質問や御意見を頂戴したいと存じます。

前回に引き続き今回も「報告事項」として提案しており、本日委員の皆様からいただきました御意見を反映した最終的な振興計画（案）を来月2月18日の定例教育委員会会議に正式な議案として提出し、御可決賜ればと考えております。

では、さっそく振興計画（案）の修正箇所を御報告いたします。

最終ページの70ページを御覧ください。下から2番目の「Society5.0」についてですが、前回までは「超スマート社会（Society5.0）時代」として「た行」にあったものです。修正した理由ですが、この言葉の初出である2ページ下から8行目を御覧ください。（Society5.0）の後に用語解説があることを示すマークであるアスタリスクがついているため、御覧になる市民の方には Society5.0 で引けたほうが良いと考えたものです。

以上が、12/17から本日にかけての振興計画（案）の修正点でございます。

次にパブリックコメントの報告をいたします。

お手元の資料のとおり、パブリックコメントの期間は12月23日から本日までです。

市内15箇所に意見募集箱を設置しましたが、本日の正午現在3人の方から7件の御意見をいただいておりますので御報告します。

1人目は、計画全体に係る御意見です。

内容は、学校・会社・地域以外で、体験することが必要だと思う。外国（発展途上国など）で暮らしてみることが大切だと思う、という御意見です。

2 人目は、内容的には 4 点の御意見です。

1 点目は、学校の教育力の再構築に関する御意見です。

学校の教育力の再構築することが最重要課題である。地域協働学校は現状の課題を解決しない。先生の教育業務への集中化が必要である。あわせて、学力の格差を是正するためには、能力別授業等の導入が必要であるという御意見です。

2 点目は、放課後の生徒の居場所確保などに関する御意見です。

児童生徒の教育環境を是正する対策として、放課後の生徒の居場所確保と家庭環境の問題に特化した取り組みが必要であるという御意見です。

3 点目は、地域協働学校構想は見直すべきであるとの御意見です。

地域社会が高齢化と新住民の流入により自治力を失いつつある現状で、地域力を学校に導入することは、学校に問題を持ち込むことになるとの御意見です。

4 点目は、社会教育の在り方を見直すべきであるとの御意見です。

社会教育は個人の趣味の領域に留まっている。税金を使う以上、社会還元を原則とすべきである。社会教育の在り方を問い直し、各施設の役割を再設定し、今からでも新計画の見直しをすべきではないかとの御意見です。

3 人目は、内容的には 2 点の御意見です。

1 点目は中学校運動部の活動についての御意見です。

土・日曜日が多過ぎる。どちらかの午前又は午後に限定するのではなかったか。平日も月曜日だけが休みでは、休む暇がないとの御意見です。

2 点目は、給食の時間についてです。

給食の時間が短すぎる。食べ残し自体の問題もあるが、そのせいもあり、残す量が増えるのではないかとの御意見です。

なお、御意見に対する市の考え方、修正の有無につきましては、案の段階ではありますが、意見の概要欄の横の欄にお示ししましたので、御覧いただければと存じます。

パブリックコメントは本日の午後 5 時 15 分まで市内各所で実施しましたので、ただ今の 3 件のほかに御意見が提出されたかを明日に最終確認をし、頂いた御意見に対する教育委員会の考えをまとめるとともに、振興

	<p>計画案を修正するか否か決定し、ホームページ及び市役所情報公開コーナー等で公表いたします。</p> <p>以上がパブリックコメントの途中経過でございます。</p> <p>次に、概要版の報告をいたします。</p> <p>概要版は、11月の定例教育委員会で委員から御要望があり、計画策定中ではありますが作成を進めてきました。計画では、第1章計画の策定にあたって、第3節計画の策定体制に続き、第4節計画の進捗管理となっていました。概要版では第4節の内容を「7 計画の推進」として最後に配置しました。計画の基本理念を受けて基本方針、計画の体系、施策の展開の順で配置し、最後に計画の推進、マネジメントサイクルを記述するほうが見る方にはわかりやすいと考え、このような構成としました。</p> <p>以上が概要版の報告になります。</p> <p>私からの報告は以上です。</p> <p>委員皆様の御質問・御意見を頂戴できればと存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>概要版ですが、ページが多すぎると思います。教育委員会の商業紙ペーパーなので、「ふじみ野市の教育委員会の教育振興基本計画はここがすごい」ということが、小学6年生から中学1年生が見ても一目でわかるとなると、例えば概要版の3ページ、4ページ、6ページ、7ページを1枚にするとA3の両面1枚で収まるのかなと。もう一つ、デザインですが「ふじみ野市の教育はこんなことやっている」というところを商業紙ペーパーなので簡潔にさせていただきたいと思います。</p>
<p>丸山委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p>	<p>概要版は、概要版として活用させていただいて、丸山委員がおっしゃったような商業紙ペーパー的なものも必要だと思うので、教育総務課長、今、お話しいただいたことも含めて、もっと簡潔に1枚ペーパーで出せるということも重要だと思いますので、更に努力しましょう。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>

教育長 各委員	ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
教育長	(異議なし) それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
教育長	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、「学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について」、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告事項、学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について御説明いたします。</p> <p>学校施設環境改善交付金事業に係る施設整備計画につきましては、小中学校大規模改造工事などで国から学校施設改善交付金の交付を受ける前に、法律で作成が義務付けられているものです。計画期間が終了後には、この計画の目標達成状況について評価を行い、文部科学大臣あて報告することされています。この説明の後に、委員さんから御意見を頂戴し、評価を確定し大臣あて報告していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、報告書の内容について御説明します。</p> <p>まず、評価対象ですが、4ページ、様式3を御覧ください。平成28年度から平成30年度までに実施した、大井総合体育館（武道場）の社会体育施設耐震化事業から花の木中学校大規模改造（トイレ）事業までの6事業です。</p> <p>なお、様式中、目標欄は国が設定した区分のいずれに当てはまるかを示しており、2・3ページの括弧の番号に対応します。事業区分欄は5ページ以降の項番号を示しています。各事業の概要につきましては、7ページから11ページを御覧いただければと思います。</p> <p>次に、評価の内容ですが、3ページを御覧ください。</p> <p>(2)地震、津波等の災害に備えるための整備ですが、大井総合体育館武道場の耐震化工事を行った結果、本市の社会体育施設の耐震化率は100%となりましたので、目標を達成したと評価しました。</p> <p>(4)教育環境の質的な向上を図る整備評価ですが、駒西小学校において</p>

は、老朽化した校舎の大規模改造（老朽）事業を実施し、校舎の外部・内部の改修を一体的に行うことにより、教育環境の質的な向上を図ることができました。また、花の木中学校においては、大規模改造（トイレ）事業を実施しトイレの全面改修を行うことにより、暗く汚いトイレではなくなり、生徒が気持ちよく利用でき安心安全なトイレ環境を確保することができましたので、目標を達成したと評価しました。

なお、対象として設定した大井小学校の大規模改造（老朽）事業及び大規模改造（トイレ）事業については、交付金が採択されませんでしたので、ここでは評価を行いませんが、すべて市の財源で計画どおり大規模改造事業を行い、教育環境の質的向上を図ることができましたので、2ページの「4 総合的な所見」でその旨を記述しました。

(5)施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備ですが、老朽化が進んでいた運動公園弓道場及び大井弓道場を1か所に統合して建て替えを行い、安全なスポーツ施設が整備できたことから、目標を達成したと評価しました。

以上の目標達成状況を踏まえ、2ページの総合的な所見では、目標はおおむね達成できたとしました。「おおむね」としたのは、老朽施設の機能改善にもそのグレードによる違いがあり、予算の関係から、希望するグレードの工法や材料を採用しなかった部分があるためです。

私からの報告は以上です。

よろしく願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。

#### ○各課からの報告

教育長	<p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(大井中央公民館長・大井図書館長・社会教育課長から報告)</p>
教育長	<p><b>○次回の日程等</b></p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和2年2月18日(火)午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、学校教育管理監以外の職員は退席をお願いします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
	<p><b>○第3号議案</b></p> <p>[非公開]</p>
教育長	<p><b>○非公開の解除</b></p> <p>ここで非公開を解除し、改めて第3号議案「ふじみ野市教職員人事の内申について」が原案のとおり決定いたしましたことを御報告いたします。</p>
教育長	<p><b>○閉会の宣言</b></p> <p>以上で令和2年第1回定例教育委員会会議を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
(19時54分)	